

事務連絡
令和元年7月31日

各都道府県消防防災主管課
東京消防庁・各指定都市消防本部

} 御中

消防庁予防課

非常用電源等の法令点検未実施の病院に対する適切な対応について

今般、別添のとおり厚生労働省医政局地域医療計画課長から各都道府県衛生主管部局長に対して「非常用電源等の法令点検未実施の病院への適切な対応に係る周知依頼について」（令和元年7月31日付け医政地発 0731 第3号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）が発出されましたのでお知らせします。

同通知は、「病院の非常用電源の確保及び点検状況の調査について（依頼）」（平成30年8月6日付け医政地発 0806 第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）等に基づく調査により、関係法令（電気事業法、消防法及び建築基準法）の規定に基づく非常用電源等の点検等（以下「法定点検」という。）を実施していない病院があることが判明したことから、各都道府県衛生主管部局長に対し、関係法令主管部局と連携しつつ、法定点検を実施していない病院において、法定点検が確実に実施されるよう適切な対応を行うこと等を求める内容となっています。

つきましては、同通知の内容に留意の上、貴都道府県衛生主管部局等と連携し、管内の医療機関等に対し、平成30年6月1日に改正した自家発電設備に係る点検基準の内容を説明するなど、消防法に基づく点検が適切に実施されるよう指導をお願いします。

また、各都道府県消防防災主管課におかれては、貴都道府県内の各市町村等（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いします。

消防庁予防課設備係
担当：田中、中野
TEL：03-5253-7523
FAX：03-5253-7533